**令和4年度**

**事 業 概 要**

**大阪府障がい者自立相談支援センター**

**目　次**

**概　　況**

　○沿革……………………………………………………………………………………… 1

　○障がい者医療・リハビリテーションセンターについて…………………………… 2

○所在地…………………………………………………………………………………… 4

○建物……………………………………………………………………………………… 5

　○職員構成………………………………………………………………………………… 6

**地域支援課**

　○業務概要………………………………………………………………………………… 7

　Ⅰ．障がい者ケアマネジメントの推進

　　１．相談支援従事者専門コース別研修の実施……………………………………… 8

　　２．グループホーム世話人等研修の実施……………………………………………11

　　３．強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修) の実施……………………………11

　　４．市町村新任職員向け研修の実施…………………………………………………12

　　５．障がい者相談支援アドバイザー派遣事業………………………………………13

　Ⅱ．手帳の発行

　　１．身体障がい者手帳の交付…………………………………………………………15

　　２．身体障がい者手帳の権限移譲への対応…………………………………………15

　　３．療育手帳の交付……………………………………………………………………16

　Ⅲ．連携・調整、広報・普及

　　１．連携・調整…………………………………………………………………………19

　　２．広報・普及…………………………………………………………………………20

**身体障がい者支援課**（「身体障害者更生相談所」業務を所管）

　○業務概要…………………………………………………………………………………21

　○相談判定業務日程………………………………………………………………………23

Ⅰ．相談・判定・診査

　　１．相談・判定の状況…………………………………………………………………24

　　２．令和4年度巡回相談実施会場 ………………………………………………… 25

　　３．相談・判定の実施状況……………………………………………………………26

　　４．自立支援医療（更生医療）障がい種別医療内容件数…………………………29

　Ⅱ．技術的援助・助言、連絡調整

　　１．市町村等への専門的相談・指導の実施状況……………………………………31

　Ⅲ．地域リハビリテーションの推進

　　１．地域リハビリテーション連絡会議………………………………………………33

　　２．支援学校進路指導連絡会…………………………………………………………37

　　３．補装具費支給適正化連絡会………………………………………………………37

４．身体障がい者補助犬貸与事業……………………………………………………37

Ⅳ．近畿ブロック身体障がい者更生相談所長協議会

　　　近畿ブロック身体障がい者更生相談所長・職員合同研修会及び職員研究協議会

　　　…………………………………………………………………………………………38

Ⅴ．高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

　　１．大阪府高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会…………………………39

　　２．高次脳機能障がい者自動車運転評価モデル事業………………………………39

３．相談支援状況総数 ………………………………………………………………･40

　　４．大阪府高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業研修会

実施状況……………………………………………………………………………41

５．その他　……………………………………………………………………………41

**知的障がい者支援課**（「知的障がい者更生相談所」業務を所管）

　○業務概要…………………………………………………………………………………43

○相談・判定業務の流れ…………………………………………………………………45

　Ⅰ．相談・判定・支援

　　１．相談の状況…………………………………………………………………………46

　　２．心理判定の状況……………………………………………………………………48

　　３．ケア会議の状況……………………………………………………………………49

　４．強度行動障がいコーチング派遣事業（令和3年度から３か年事業）………49

 ５．支援学校高等部生徒の進路相談状況……………………………………………49

　６．子ども家庭センターとの連絡会議について……………………………………50

Ⅱ．技術的援助・助言、連絡調整

　　１．市町村等への専門的相談・指導の実施状況……………………………………51

　　２．地域における連絡調整会議等への参画状況……………………………………53

　　３．触法行為のある知的障がい者への支援…………………………………………53

　　４．虐待・権利擁護関係………………………………………………………………53

　５．情報提供……………………………………………………………………………54

Ⅲ．発達障がいを伴う知的障がい者の支援

　　１．専門的相談…………………………………………………………………………56

　　２．研修会の開催………………………………………………………………………56

　　３．講師派遣等…………………………………………………………………………56

**概況**

**○　沿革**

昭和27年 3月31日

昭和31年 9月 1日

昭和35年11月11日

昭和36年 1月14日

昭和37年12月 1日

昭和47年 1月20日

昭和49年 5月 1日

昭和52年 5月20日

昭和53年10月 1日

平成 5年 1月18日

平成 5年 4月28日

平成 5年10月 1日

平成18年 4月 1日

平成19年 4月 1日

　平成27年4月1日

身体障がい者更生相談所設置（堺市旭ヶ丘中町4丁；大阪府全域対象)

・大阪府立義肢製作所（大阪市南区田島町2番地）の一画で併せて

相談所業務を実施（仮称：分室）

地方自治法改正に伴い、身体障がい者更生相談所の大阪市管轄を移管

知的障がい者更生相談所（当時、精神薄弱者更生相談所）設置（堺市旭ヶ丘中町4丁「身体障がい者更生相談所」内；大阪府全域対象）

大阪府立生活指導所で実施してきた身体障がい者更生相談所業務（分室）移転

・大阪府厚生会館内（大阪市東区森之宮西之町）へ

知的障がい者更生相談所（当時、精神薄弱者更生相談所）移転

・大阪府厚生会館内（大阪市東区森之宮西之町）へ

身体障がい者更生相談所移転

・大阪府立身体障害者福祉センター更生施設棟竣工に伴い、同棟へ

知的障がい者更生相談所（当時、精神薄弱者更生相談所）移転

・大阪府立労働会館内（大阪市東区京橋3丁目）へ

大阪府肢体不自由児協会で実施してきた相談所業務（分室）移転

・大阪府谷町福祉センター内 大阪府身体障害者団体連合会（大阪

市東区谷町5丁目）へ

知的障がい者更生相談所（当時、精神薄弱者更生相談所）移転

・長堀安田ビル内（大阪市南区末吉橋通1丁目）へ

知的障がい者更生相談所（当時、精神薄弱者更生相談所）移転

・大阪府社会福祉会館内（大阪市中央区谷町7丁目）へ

身体障がい者更生相談所移転

・大阪府立障がい者交流促進センター内（堺市城山台5丁）へ

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター療育相談課開設により、知的障がい者更生相談所（当時、精神薄弱者更生相談所）の大阪市管轄を移管

堺市障がい者更生相談所の開設により、身体障がい者更生相談所および知的障がい者更生相談所の堺市管轄を移管

身体障がい者更生相談所と知的障がい者更生相談所を統合し、組織名称を「大阪府障がい者自立相談支援センター」に変更

障がい者医療・リハビリテーションセンター内（大阪市住吉区大領3丁目2－36）へ移転、3課の連携により総合的な相談支援を開始

・地域支援課（地域移行支援、身体障がい者手帳・療育手帳発行等）

・身体障がい者支援課（身体障がい者更生相談所業務）

・知的障がい者支援課（知的障がい者更生相談所業務）

予算執行機関に指定

**○　障がい者医療・リハビリテーションセンターについて**

**【　理念　】**

障がい者医療・リハビリテーションセンターは、障がい者が地域での生活や社会参加することのできる最大限の力を身につけるための支援、いわゆる「社会リハ」を推進するため、医療部門と福祉部門が相互に連携し、障がい者が早期に地域移行が図れ、地域生活が継続できるためのリハビリテーションを実施します。

また、当センターは市町村の障がい福祉サービス実施機関等との連携、つなぎの要として、地域におけるリハビリテーションが円滑に行われるための技術支援、専門的相談支援体制の構築、情報の受発信を行い、障がい者医療とリハビリテーション推進のための拠点をめざします。

**3つの力をあわせて**

平成19年4月1日に、大阪急性期･総合医療センター敷地内に、障がい者医療・

リハビリテーションセンターを開設しました。

障がい者医療リハビリテーションセンターは、3つの部門で構成されています。







治療の当初から地域生活への移行までの一貫したリハビリテーションを実施します。

また、専門医療機関・地域医療機関、市町村（リハビリテーション実施機関・相談機関等）と連携したり、市町村で対応困難な事例への支援、人材育成、巡回リハビリテーションにも取り組みます。

※ なお、障がい者医療・リハビリテーション医療部門は、災害時には「災害拠点病院支援施設」として被災者の受け入れや初期治療にも利用されます。

**◆大阪府立障がい者自立センター**

障がい者医療リハ部門において治療を受けた障がい者や、地域で生活する障がい者等の社会生活力を高めるための支援を行います。

**◆障がい者医療・リハビリテーション医療部門**

多様な医療ニーズに対応する大阪急性期・総合医療センターを構成する４部門のひとつとして、リハビリテーション医療、障がい者医療、障がい者歯科により構成されています。

**◆大阪府障がい者自立相談支援センター**

障がい者の自立を支援する新しい相談所を設置し、障がい特性に応じた総合的な支援や地域生活への移行支援等を行います。

****

 **身体障がい者支援課**

＜業務内容＞

身体障害者更生相談所業務を行うとともに、巡回相談の場に理学療法士

（PT）及び作業療法士（OT）を派遣します。

また、高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業（都道府県地域生活支援事業）を実施します。

（身体障害者更生相談所の業務概要）〔身体障害者福祉法11条による設置〕

・専門的相談、判定（医学的・心理学的及び職能的判定、自立支援医療判定、補装具判定）、巡回相談、地域リハビリテーション活動の推進、市町村職員研修、市町村相互間の連絡調整・関係機関との連携・支援、広報・啓発等を実施。

 **知的障がい者支援課**

＜業務内容＞

知的障害者更生相談所の業務を行うとともに、発達障がいを伴う

知的障がい者の支援に取り組みます。

（知的障害者更生相談所の業務概要）〔知的障害者福祉法12条による設置〕

・専門的相談指導及び判定（医学的・心理学的及び職能的判定、療育手帳、生活

相談、進路相談等）、出張判定、市町村職員研修、市町村相互間の連絡調整、

関係機関との連携・支援、広報・啓発等を実施。

 **地域支援課**

＜業務内容＞

地域における障がい者の相談支援体制等を充実するため、障がい者相談支援アドバイザーの派遣及び相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進します。

また、身体障がい者手帳及び療育手帳の発行を行います。

**○　所在地**

　〒558-0001　大阪市住吉区大領3丁目2－36

　　　　　　　　障がい者医療・リハビリテーションセンター内

　　　　電　話：地域支援課（直通）　　06－6692－5261

　　　　　　　　　　　　　（手帳専用）06－6692－5264

　　　　　　　　身体障がい者支援課　　06－6692－5262

　　　　　　　　知的障がい者支援課　　06－6692－5263

　　　　ＦＡＸ：06－6692－3981 ・ 06－6692－5340

　　　　Ｅメール：jiritsusodan-c@sbox.pref.osaka.lg.jp

ＨＰ：http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/

○大阪シティバス　「府立総合医療センター」下車　約0.2km

　＊天王寺駅前「あべの橋」バス停から、系統63「浅香」行、系統64「おりおの橋」行、

系統62・67「住吉車庫前」行

○阪堺上町線　 「帝塚山四丁目」下車　約0.8km

　　　　　　　 「帝塚山三丁目」下車　約0.8km

○南海高野線　 「帝塚山」下車　 約1.1km

「住吉東」下車　 約1.0km

○JR阪和線 　「長居」下車　 約1.7km

○大阪メトロ御堂筋線 　「長居」下車　　約2.0km

　　　　　　　　 　　　「西田辺」下車　約2.0km



**○　建物**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和4年 4月 1日現在）

（障がい者医療・リハビリテーションセンター1階）

入口

入口

待合

デイルーム

相談室

相談室

相談室

相談室

ゆうルーム

相談室

相談室

相談室

知的障がい者受付

トイレ

次長室

医療

相談室

トイレ

EV

テクノエイド

**大阪府障がい者**

**自立相談支援センター**

**事務室**

EV

身体障がい者受付

倉　庫

女子

更衣室

補装具

装着室

所長室

相談室

大会議室

トイレ

小会議室

相談室

トイレ

心理・職能

判定室

**○　職員構成** 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和4年4月1日現在）

所長（医師）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1名

　 次長　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1名

（心理職）

　　　　　　　　　　 地域支援課長（社会福祉職）　 　　　　　　　　　　　　1名

　　　　　　 　　　　　 　総括主査（行政職・社会福祉職） 　　 3名

　　　　　　　　　　　　　　 行政職　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 3名

　　　　　　　　　　　　　　 社会福祉職　　　　　　　　　　　　　　　　　　 1名

　　　　　　　　　　　　　　 心理職　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 1名

身体障がい者支援課長（社会福祉職）　　　　　　　　 　　1名

　　　　　　　　　　 　　　　総括主査（社会福祉職・心理職）　　　　　　　　 2名

　　　　　　　　　　　　　　 社会福祉職（うち再任用1名）　　　　　　　　　 7名

　　　　　　　　　　　　　　 看護師　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 1名

　　　　　　　　　　　　　　 作業療法士　　　　　　　　　　　　　　　　　　 1名

理学療法士　　　　　　　　　　　　　　　　　　 1名

　　　　　　　　　　　　 介護福祉士　　　　　　　　　　　　　　　　　　 1名

　　　　　　　　　　　　　 保育士（再任用）　　　　　　　　　　　　　　　 1名

知的障がい者支援課長（社会福祉職）　　　　　　　　　　 1名

　　 　　　　　　　　　　　　総括主査（社会福祉職･心理職） 　　　　　　 　　2名

　　 　　　　　　　　　　 　社会福祉職　　　　　　　　　　　　　　　　　　 7名

　　 　　　　　　　　　　　　心理職　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　13名

　　常勤職員　　49名

**地域支援課**

**○　業務概要**

　　平成19年4月に設立された当センターは、身体障がい者および知的障がい者更生相談所業務とともに、障がい者の地域生活支援と身体障がい者手帳・療育手帳の発行業務等を所管している。

|  |
| --- |
| ○ 身体障がい者及び知的障がい者の地域生活への移行及び継続の支援の推進○ 市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供及び関係機関の広域連携○ 障がい者ケアマネジメントの推進○ 身体障がい者手帳及び療育手帳の発行業務○ 総合的な相談の受付○ 相談及び調査並びにこれらに基づく必要な指導○ 上記に関することのほか、センター内各課業務が円滑に行われるよう、庶務の総合調整、職員の人事及び服務、公印及び文書、庁舎等の維持管理等に関する事務 |

**１．障がい者ケアマネジメントの推進**

障がい者ケアマネジメントとは、利用者の地域生活支援の為にケアマネジメントの利用者の意向を踏まえ、福祉・医療・保健・教育・就労などの幅広いニーズと様々な資源との間に立って、複数のサービスを適切に結び付け調整を図り、総合的かつ継続的なサービスの提供を確保し、さらには、社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である。

その推進にあたっては、「相談支援従事者専門コース別研修」や「グループホーム世話人等研修」「強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）」「市町村新任職員向け研修」の人材育成事業の実施のほか、「障がい者相談支援アドバイザー派遣事業」の実施等を通じて、府内の相談支援体制の整備を図った。

**２．身体障がい者手帳・療育手帳の交付**

　　身体障害者福祉法に基づく身体障がい者手帳の交付に関する事務を行った。

また、『大阪府療育手帳に関する規則』に基づく療育手帳の交付に関する事務を行った。

**３．連携・調整、広報・普及**

　　市町村・関係機関等との連携調整はもとより、「障がい者医療・リハビリテーションセンター」内の連携調整に努めるとともに、研修等の事務局機能を果たした。上記記載の３課合同で市町村新任職員向け研修実施についても開催調整を行うともに、他機関等が実施する研修への協力調整など、センター内各課との連携調整を行った。

また、ホームページの作成・更新にあたり当センター内各課との緊密な連絡調整のもと、効果的な広報・普及活動を行った。

**Ⅰ．障がい者ケアマネジメントの推進**

**１．相談支援従事者専門コース別研修の実施**

　指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事している者を対象に、相談支援従事者研修事業実施要綱に基づき実施。

**ア．主任相談支援専門員養成研修**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日 | 【オンライン講義】令和4年10月14日（金）　【対面講義・演習】令和4年10月25日（火) 、11月1日（火）、11月8日（火)、　11月17日（木) |
| 場所 | 【オンライン講義】Zoomによるオンライン講義【対面講義・演習】大阪急性期・総合医療センター　3階　講堂 |
| 対象者 | 〇障がい者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員であり、相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は障がい児相談支援の業務に従事した期間が本研修の受講開始日前（令和4年10月13日）において3年（36か月）以上である者で、以下のいずれかの要件を満たす者。（１）　基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。（２）　都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。（３）　その他、相談支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する者であり、大阪府又は市町村が適当と認める者であること。 |
| 内容 | 【オンライン講義】〇【講義】「研修受講ガイダンス」　〇【講義】「障がい福祉の動向」　　　　　　〇【講義】「主任相談支援専門員の役割と視点」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇【講義】「相談支援事業所における運営管理」　〇【講義】「相談支援事業所運営の工夫」【対面講義・演習①】〇【講義】「人材育成の意義と必要性」〇【講義・演習】「研修・グループワークの運営方法」〇【講義・演習】「人材育成の地域での展開」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【対面講義・演習②】〇【講義】「スーパービジョンの理論と実際」〇【演習】「スーパービジョンによる相談支援専門員支援【対面講義・演習③】〇【講義】「地域援助技術の考え方と展開方法」〇【演習】「地域援助の具体的展開」【対面講義・演習④】〇【講義】「基幹相談支援センターにおける地域連携」〇【講義・演習】「多職種協働（チームアプローチ）の考え方と展開方法」〇【講義】「地域共生社会の実現」 |
| 修了者 | 　40名 |

**イ．地域移行・地域定着支援コース**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日 | 【配信講義】令和4年5月27日（金）～6月3日（金）【対面講義・演習】令和4年6月13日（月) |
| 場所 | 【配信講義】オンデマンド配信（You Tube） 【講義・演習】コミュニティプラザ平野（平野区民センター）　ホール |
| 対象者 | （①から③全てに該当する方）①相談支援専門員である方②大阪府内（政令市・中核市含む）の相談支援事業所もしくは基幹相談支援センターに勤務し、相談支援業務に就いている方③現に精神障がいのある方への相談支援をしている方 |
| 内容 | 【配信講義】〇「受講ガイダンス」〇【講義１】「精神障がいについての基本的な理解と支援」〇【講義2】「地域移行支援における大阪府の取り組み」〇【講義3】「精神科訪問看護における地域連携」　 〇【講義4】「地域移行・地域定着に向けた取り組みについて」【講義・演習】〇【講義】「退院促進ピアサポーター事業の取り組みと今後の課題」〇【実践報告】「ピアサポーターの活動について」〇【講義】「地域相談支援の制度について」〇【演習】「地域移行支援の基本的な進め方について」 |
| 修了者 | 69名 |

**ウ．指導者養成（ファシリテーション）コース**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日 | 【オンライン講義】令和5年2月9日（木） 【対面講義・演習】令和5年2月20日（月） |
| 場所 | 【オンライン講義】Zoomによるオンライン講義【対面講義・演習】エル・おおさか　南館5階　南ホール　 |
| 対象者 | （1）現に指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所、指定重度障がい者等包括支援事業所（以下「指定一般相談支援事業所等」といいます）において相談支援専門員（指定重度障がい者等包括支援事業所においては、サービス提供責任者）として従事しており、主任研修または現任研修をすでに修了している方で、所属している事業所から受講推薦を受けている方。（2）基幹相談支援センター職員で相談支援専門員としての資格を有する方で、所属事業所から受講推薦を受けている方。 |
| 内容 | 【オンライン講義】〇【講義①】「相談支援従事者研修制度の見直しについて」〇【講義②】「相談支援従事者初任者研修の新カリキュラムの流れとポイントについて」〇【講義③】「大阪府相談支援従事者現任者研修　新カリキュラムの流れとポイントについて」〇【講義④】「ファシリテーターに求められること及び心構えについて」〇【講義⑤】「相談支援現場におけるファシリテーションの実際」【講義・演習】〇【講義・演習①】「ホワイトボード・ミーティング🄬の進め方」〇【講義・演習②】「グループワークにおけるファシリテーション」〇【講義・演習③】「大阪府相談支援従事者研修　模擬演習」 |
| 修了者 | 25名 |

**エ．障がい児支援コース**

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日 | 【オンライン講義】令和5年3月6日（月）　【対面演習】令和5年3月13日（月） |
| 場所 | 【オンライン講義】Zoomによるオンライン講義【対面演習】大阪府教育会館　たかつガーデン　8階　たかつの間 |
| 対象者 | ○現に大阪府内の指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障がい児相談支援事業所、指定重度障がい者等包括支援事業所（以下「指定一般相談支援事業所等」という）において相談支援専門員として従事している者。○現に児童発達支援指定障がい児入所施設及び指定障がい児通所支援事業所（以下「指定障がい児入所施設等」という。） において児童発達支援管理責任者として従事している者。 |
| 内容 | 【オンライン講義】〇【講義】「児童期における支援提供の基本姿勢」〇【講義】「児童期における支援提供のポイント」〇【講義】「児童期における相談支援の目指す方向性」〇【講義・演習】「児童期における発達支援」【対面演習】〇【演習】「児童期における相談支援の初期的な対応」〇【演習】「児童期における支援提供プロセスの管理」〇【講義】「支援内容のチェックマネジメントの実際」 |
| 修了者 | 51名 |

**２．グループホーム世話人等研修の実施**

グループホームにおいて、障がいのある人の日常生活の支援を行う世話人等が支援を行う上で必要な知識を得ることを目的として、研修を実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日 | 【配信講義】令和4年12月1日（木）～12月19日（月）　【講義・演習】令和4年12月12日（月） |
| 場所 | 【講義・演習】大阪府咲洲庁舎　44階　大会議室 |
| 対象者 | 府内（政令市を除く）の事業所に世話人等として従事する者であって、経験年数が概ね2年未満の職員で、事業者から受講推薦があった者(1法人につき原則1名)。 |
| 内容 | 【配信講義】〇【講義】「身体障がいと高次脳機能障がいについて」〇【講義】「精神障がいについて」〇【講義】「知的障がいと発達障がいについて」【講義・演習】〇【講義】「支援者のストレスケアについて」〇【講義】「虐待防止と災害等の備えについて」　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇【講義】「グループホームにおける世話人の支援について」〇【講義・演習】「虐待防止と権利擁護について～より良い支援を目指して～」 |
| 受講者 | 50名 |

**３．強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）の実施**

強度行動障がいの状態を示す者の障がい特性の理解及び支援方法を習得し、行動障がい児者に対する適切な支援を実施できる従事者の養成

|  |  |
| --- | --- |
| 実施日 | 【配信講義】A～D日程：令和4年8月23日（火）～8月29日（月）　E～F日程：令和4年9月16日（金）～10月12日（水）【対面演習】令和4年9月5日（月）（A日程）、9月12日（月）（B日程）、9月16日（金）（C日程）、9月26日（月）（D日程）、10月3日（月）（E日程）、10月13日（木）（F日程）※上記日程のうちいずれか１日 |
| 場所 | 【配信講義】オンデマンド配信（YouTube）【対面演習】A～D日程：たかつガーデン　8階　たかつの間　E～F日程：コミュニティプラザ平野（平野区民センター）　ホール |
| 対象者 | 原則として、大阪府内の障がい福祉サービス等事業所等において、知的障がい、精神障がいのある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者又は大阪府内の障がい福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者。 |
| 内容 | 【配信講義】○【講義1】「強度行動障がいと制度」○【講義2】「強度行動障がいへの理解」○【講義3】「行動障がいのある方の生活と家族の思い」○【講義4】「実践報告」○【講義5】「権利擁護と虐待防止について」【対面演習】○「困っていることの体験」○「行動を見る視点」○「特性の把握と適切な対応」○「チームプレイの基本」 |
| 修了者 | 796名 |

**４．市町村新任職員向け研修の実施**

市町村新任職員を対象に基本的な知識及び技術的支援・助言を行うことにより、地域の障がい福祉が活性化されることを目的に実施。

**ア．市町村新任職員向け全体説明（研修）会**

|  |  |
| --- | --- |
| **実施日** | **【配信講義】令和4年4月25日（月）～5月20日（金）** |
| 場　所 | 【配信講義】オンデマンド配信（You Tube）　 |
| 対象者 | 市町村障がい者福祉担当新任職員 |
| 内　容 | 【配信講義】○障がい者自立相談支援センターの業務等について○障がい者自立センターの業務等について○障害者総合支援法の概要、障害者虐待防止法・障害者差別解消法の概要 |

**イ．相談支援担当職員研修**

|  |  |
| --- | --- |
| **実施日** | **【配信講義】令和4年5月9日（水）～5月16日（月）****【演習】令和4年5月18日（水）** |
| 場　所 | 【配信講義】オンデマンド配信（You Tube）【演習】Zoomによるオンライン研修 |
| 対象者 | 市町村障がい者福祉担当（相談支援担当）新任職員 |
|  内 容 | ○【講義】「地域の相談支援体制構築のために」「本人の想いに寄り添う相談支援サービス等利用計画について」〇【演習】「ニーズ整理・5Picの作成」「サービス等利用計画の評価」 |
|  出席者 | 22名　 |

**５．障がい者相談支援アドバイザー派遣事業**

**（１）　事業目的**

　大阪府障がい者相談支援アドバイザー派遣事業は、障がい者及び障がい児の相談支援に関し専門性の高いアドバイザーを派遣し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等、広域的支援を行うことにより地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

1. **業務内容**

　　本事業のアドバイザーは、関係機関と協力し、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

　（１）第6条の派遣先において、次に掲げる事項につき、助言等を行うこと

ア　協議会の運営支援に関すること

イ　相談支援従事者のスキルアップに関すること

ウ　その他、必要な事項に関すること

　（２）相談支援従事者の人材育成に関する企画に参画すること

（３）大阪府障がい者自立支援協議会に参画すること

（４）その他、大阪府障がい者自立相談支援センター所長が必要と認めた業務

**（３） 障がい者相談支援アドバイザー派遣等実績　 合計：延べ85人**

　内訳：・市町村への派遣　延べ11人

　　　　・大阪府障がい者自立支援協議会への参画

　　　　　（府協議会との連動による市町村派遣等）延べ18人

　　　　・地域自立支援協議会情報交換会等への参画　延べ1人

　　　　・報告連絡調整会議　延べ39人

　　　　・その他（研修検討会議・主任連絡会等）延べ16人

**（４）　障がい者相談支援アドバイザー派遣事業の流れ**

　　アドバイザー派遣を希望する機関は、依頼したい業務内容、その理由等を記した派遣依頼申込書を作成し、機関が所在する市町村の市町村障がい福祉主幹課長あて提出する。市町村障がい福祉主幹課長は申込書に意見を付し、センター所長に提出する。センター所長は、派遣事業に合致するかをアドバイザーの意見を参考に判断し、アドバイザーの派遣を行う。

**（５）　大阪府障がい者自立支援協議会との連携**

平成29年度より、大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みと連携し、地域自立支援協議会の活性化を目的とした派遣を実施している。令和4年度は、岸和田市、羽曳野市、泉大津市・忠岡町へ派遣した。

**（６）　障がい者相談支援アドバイザー名簿**

（五十音順、敬称略）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （令和5年3月末現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　氏　　名 | 所属事業所 | 所在地 |
| 石井　寛人 | 社会福祉法人　摂津宥和会摂津市障害者総合支援センター | 摂津市 |
| 姜　博久 | 特定非営利活動法人障害者自立生活センター・スクラム大正区障がい者基幹相談支援センター | 大阪市 |
| 高田　雅章 | 社会福祉法人　つばき会地域生活支援センターあん | 門真市 |
| 辻　博文 | 医療法人　清風会茨木病院 | 茨木市 |
| 羽室　剛 | 社会福祉法人　ふれあい共生会地域活動支援センターもくれん | 大阪市 |
| 藤原　昌子 | 社会福祉法人　コスモス障害者（児）生活支援センターおおはま | 堺市 |
| 宮﨑　充弘 | 特定非営利活動法人サポートグループほわほわの会かざみどり相談室 | 和泉市 |
| 八尾　有里子 | 社会福祉法人　若草会生活支援センター　あいん | 東大阪市 |

**Ⅱ．手帳の発行**

**１．身体障がい者手帳の交付**

身体障害者福祉法に基づく各種の福祉サービスの対象となる身体障がい者について、その種別や障がい程度の認定内容を証するものとして、身体障がい者手帳を交付した。

・令和4年度新規手帳交付数　　　 6,333件

（令和5年3月末現在手帳所持者数　106,610人）

**２．身体障がい者手帳の権限移譲への対応**

**（１）権限移譲の状況**

　　身体障がい者手帳の権限移譲が円滑に進むよう、他府県の調査や庁内関係課との協議等を進めながら、府内市町村との調整等を行った。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 移 譲 時 期 | 市　　町　　村　　名 | 市町村数 |
| 平成23年4月 | 寝屋川市(平成31年4月中核市移行) | 0(1) |
| 平成23年7月 | 柏原市 | 1 |
| 平成23年10月 | 池田市、泉大津市、茨木市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町 | 7 |
| 平成24年1月 | 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 | 6 |
| 平成24年4月 | 豊中市（中核市）、八尾市(平成30年4月中核市移行)、和泉市、 | 1(3) |
| 平成24年10月 | 岸和田市、吹田市（令和2年4月中核市移行）、枚方市(平成26年4月中核市移行)、松原市、交野市 | 3(5) |
| 平成25年1月 | 貝塚市 | 1 |
| 平成26年10月 | 大東市 | 1 |
| 平成28年1月 | 高石市 | 1 |
| 平成28年4月 | 門真市 | 1 |
| 平成29年1月 | 泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、岬町、田尻町（泉州南広域） | 6 |
| 令和２年度末合計 |  | 28 |
| 移譲なし | 守口市、羽曳野市、藤井寺市、四條畷市、島本町、忠岡町 | 6 |
| 中核市 | 高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市 | 7 |
| 合計 |  | 41 |

**（２）権限移譲市町村との連携**

権限移譲市町村が参加する連絡会議を年2回実施し、移譲市町村の適切な審査、手帳交付を促進し、情報の共有を図っているが、新型コロナウイルス感染症の影響で年1回の開催となった。

　　平成23年度からの手帳交付事務の権限移譲する市町村の増加や中核市移行自治体が複数あり、認定基準の解釈や運用等をそれぞれ行ってきている等、連絡会議開催当初とは置かれている状況が変わってきている。輪番で行ってきた連絡会議が一巡し府が幹事自治体となった令和3年度に、運営方針について検討し、後述のとおり一部変更した。

今後は会議名称を「身体障がい者手帳交付事務に係る市町村連絡会議」と改称し、従来の府と権限移譲市との連携に加え、府、中核市、権限移譲市の三者で緊密に連携を図っていく。名称変更した第1回「身体障がい者手帳交付事務に係る市町村連絡会議」を下記のとおり開催した。

【連絡会議】　　令和5年2月3日　大阪府立障がい者自立相談支援センターにて実施

**（３）移譲予定市町村への研修の実施等**

　　近年、住民に身近な市町村において身体障がい者手帳が適切かつ円滑に交付されるよう、審査・交付事務に係るテキストの作成及び市町村からの研修生の受け入れ等を行ってきたが、令和4年度は移譲を予定している市町村がなかったため実施していない。

**３．療育手帳の交付**

　　『大阪府療育手帳に関する規則』に基づき療育手帳を交付した。

・令和4年度新規手帳交付数　　　 2,285件

（令和5年3月末現在手帳所持者数　 57,571人） （政令市分は含まず）

**【身体障がい者手帳の申請から交付まで】**

|  |
| --- |
| 診断書・等級意見 **指定医師****申　請　者**返戻・再診断 **福祉事務所****障がい福祉担当課** **標**　　　　　　　　　　　　　　　　**大阪府・受付****（障がい者自立相談支援センター）**　　**準**　　　　　　　　　　　　 　 　　　※　政令・中核市は除く。　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　 　　　**処**　　　　　　**診断書・意見書審査**｛返戻・再診断 (通知書送付)｝**理**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**期**　　　　　　（審議不要）　　　　　 （要審議）　　**間****大阪府社会福祉審議会****身体障がい者福祉専門分科会****身体障がい者手帳審査部会専門委員に諮問**審査部会に諮問した場合、標準処理期間70日間　　**50** **日**　　　　　　　　　　　　 （答申）　　**間**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **交 付 決 定** ｛非該当（却下）・再認定｝　**申　請　者** **手 帳 作 成****福祉事務所****障がい福祉担当課**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　**通知書送付**標準処理期間50日間 |

**【療育手帳の申請から交付まで】**

|  |
| --- |
| **申　請　者****福祉事務所****障がい福祉担当課**　　　　　　　　　　　　　　　　※　大阪市・堺市を除く　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（18才未満）　　　　　　　　 　　　　　（18才以上）**子ども家庭センター****（府内６ヶ所）****にて判定****障がい者自立相談支援センター****知的障がい者支援課にて判定** **障がい者自立相談支援センター地域支援課****交 付 決 定 　非該当（却下）****手 帳 作 成****申　請　者****福祉事務所****通知書送付** |

**Ⅲ．連携・調整、広報・普及**

**１．連携・調整**

**（１）市町村障がい福祉担当新任職員研修の連携調整**

3課合同で実施する市町村新任職員向け研修の開催調整を行い実施した。

　　**ア.　全体研修（詳細は12項を参照）**

日 時　令和4年4月25日（月）～5月20日（金）（動画配信）

内 容　障害者総合支援法の概要、障がい者自立相談支援センターの業務等について、障がい者自立センターの業務等について、

**イ.　知的障がい者福祉担当職員研修（詳細は50項を参照）**

　配信日　令和4年6月17日（金）

　　　　内　容　知的障がい者支援課の業務、心理判定等について

**ウ.　身体障がい者福祉担当職員研修**

（１）高次脳機能障がい担当職員研修（Web開催）

　　　　　日　時　令和4年7月12日（水）午後1時30分～午後4時45分

　　　　　内　容　高次脳機能障がいのある方を地域で支えるために

（２）①　補装具担当職員研修1回目（オンデマンド研修）

　　 ②　補装具担当職員研修2回目（オンデマンド研修）

③　府内市町村へのQA作成配布

　 　　日　時　①　令和4年5月31日（火）から通年で配信

　　　　　　　　　②　令和4年11月28日（月）から令和4年12月26日（月）

③　令和4年12月市町村へ回答一覧送付

内　容　①　補装具と補装具費支給について　他

　　　　②　「補聴器」の基本的な機能や構造、調整について　他

　　　　③　府内各市町村からの質問及び回答まとめ、大阪府の考え方の送付

（３）自立支援医療（更生医療）担当職員研修（オンデマンド研修）

1回目

日　時　令和4年5月31日（火）から通年で配信

　 内　容　自立支援医療（更生医療）認定について

自立支援医療（更生医療）対象医療

　　　　　2回目

1. 各市町村に対しての質問及び回答」（更生医療）
2. 大阪府へのQA及び「市町村に対しての質問についての大阪 府の考え方」（更生医療）
	1. ② 令和4年12月9日市町村へ送付

**エ.　相談支援担当職員研修（詳細は12頁を参照）**

日　時　　　①　令和4年5月9日（月）から5月16日（月）（配信講義）

* 1. 令和4年5月18日（水）（演習）

内　容　　　 ①（１）地域の相談支援体制の構築のために

（２）本人の想いに寄り添う相談支援 ～サービス等利用計画について～

　　　　　　　　 ② 演習（ニーズ整理・事前課題共有、5pic作成、サービス等利用計画の評価等）

**（２）各種研修開催への協力**

大阪府が実施する標記研修に関して、研修会の企画立案や準備に協力し、研修会当日

は当センター職員が講師やファシリテーターを務めた。

**ア．障がい者虐待防止・権利擁護研修（実施主管課：障がい福祉企画課）**

　【市町村・障がい者虐待防止センター担当職員現任研修】

　講義については動画配信とのため、オンラインでの演習に協力

演習：令和4年10月14日（金）

　内容：市町村の障がい者虐待対応職員等（現任者）を対象とした、施設従事者等による障がい者虐待の対応を学ぶグループワーク等

**イ．障がい支援区分認定調査員研修（実施主管課：障がい福祉企画課）**

研修①：令和4年5月20日（金）～6月8日（水）オンライン

研修②：令和4年12月1日（木）～12月23日（金）オンライン

研修③：令和5年2月20日（月）～3月10日（金）オンライン

内容：障がい支援区分の概要、認定調査員マニュアルの理解、障がい特性等、その他

**（３）その他**

○大阪府障がい者自立支援協議会、並びに各部会への参画

　　　・大阪府障がい者自立支援協議会（地域支援課）

　　　・ケアマネジメント推進部会（地域支援課）

　　　・高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会（身体障がい者支援課）

　　　・発達障がい児者支援体制整備検討部会（知的障がい者支援課)

　　○障がい者制度ワーキングへのオブザーバー参加

**２．広報・普及**

障がい者等、その家族、支援者への的確かつ効果的な情報提供を図るため、ホームページを作成・更新した。

**身体障がい者支援課**

**〇　業務概要**

身体障がい者支援課（大阪府身体障がい者更生相談所）（以下、「身更相」という）は、

身体障害者福祉法第11条に基づき設置された行政機関であり、大阪市および堺市を除く府内全域を所管しており、同法11条の業務を行う。

○ 市町村における身体障がい者の更生援護の実施にあたり、専門的な知識・技術を必要とする相談及び指導業務

○ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定業務

○ 市町村の依頼により補装具費の支給判定および適合判定及び自立支援医療（更生医療）給付の要否判定業務

○ 上記に関することと、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助業務

**身更相の主な役割**

1. **専門的相談・指導**
	1. 市町村への専門的技術的援助･相談
	2. 市町村職員の研修
	3. 専門情報の収集・提供
2. **判　定**
3. 市町村から依頼を受けた医学的・心理学的及び職能的判定
4. 補装具費支給の要否及び適合判定、見積書審査
5. 自立支援医療（更生医療）の要否判定
6. **巡回相談**
7. **在宅重度身体障がい者訪問審査**

**５．市町村相互間の連絡調整等**

 情報収集と関係機関への情報提供等

**６．研修**

1. 市町村障がい者福祉担当者（新任）研修
2. 市町村身体障がい者福祉「補装具」新任担当者研修
3. 市町村身体障がい者福祉「更生医療」担当者研修
4. 市町村身体障がい者福祉「高次脳機能障がい」担当者研修
5. 身体障がい者相談員研修
6. 地域リハビリテーション関係職員研修
7. その他

**７．地域リハビリテーションの推進に関する業務**

1. 地域リハビリテーション連絡会議の設置運営
2. 地域リハビリテーション関係職員への研修の企画、実施
3. 障がい者の更生援護に係る支援技術等の調査研究
4. その他、障がい者に適切なリハビリテーションサービスを提供するための総合的・専門的指導・助言

**８．高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業**

※高次脳機能障がい支援普及事業は平成18年から開始、平成25年4月から現在の名称に変更された。

障害者総合支援法の地域生活支援事業（都道府県実施分）に位置づけられる事業である。主な事業内容は以下のとおりである。

1. 支援拠点機関を指定。（障がい者医療・リハビリテーションセンターを指定）
2. 障がい者自立センター　1名、障がい者自立相談支援センター　2名、
急性期・総合医療センター　1名　計　4名の支援コーディネーターを配置。
3. 高次脳機能障がいの正しい理解を促進。（研修、パンフレット配布等による広報等）
4. 高次脳機能障がい地域支援者養成研修等の実施。

**〇　相談判定業務日程**

**令和4年度相談判定業務日程**

**◎ 補装具費支給判定　（全て予約制）**

|  |  |
| --- | --- |
| **場　　　　　　所** | **曜日及び受付時間** |
| **大阪府障がい者自立相談支援センター****身体障がい者支援課** | **毎週火曜日****午後2：00　～　3：30** |
| **各　巡　回　相　談　会　場** | **※午後2：00　～　3：30** |
| **岸和田・泉南会場** | **※午後2：30　～　4：00** |

 ※各巡回相談会場での受付月・日は各会場により異なります。実施会場と実施月・日につきましては、「身体障がい者支援課　Ⅰ.相談・判定・診査　2.令和4年度巡回相談実施会場」をご参照ください。

**◎ 補装具適合判定　（全て予約制）**

 適合判定の必要な補装具（車いす・装具・座位保持装置・特例補装具）

|  |  |
| --- | --- |
| **場　　　　　　所** | **曜日及び受付時間** |
| **大阪府障がい者自立相談支援センター****身体障がい者支援課** | **毎週火曜日****午後2：00　～　3：30** |
| **各　巡　回　相　談　会　場** | **※午後2：00　～　3：30** |
| **岸和田・泉南会場** | **※午後2：30　～　4：00** |

 ※各巡回相談会場での受付月・日は各会場により異なります。実施会場と実施月・日につきましては、「身体障がい者支援課　Ⅰ.相談・判定・診査　2.令和4年度巡回相談実施会場」をご参照ください。

**◎ 在宅重度身体障がい者訪問診査　（全て予約制）**

援護の実施機関と協議のうえ、随時実施している。

**Ⅰ．相談・判定・診査**

**１．相談・判定の状況**

**（１）相談内容と相談場所の状況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 来 所（文書・来所） | 巡 回 | 合 計 |
|  相談内容 | 更生医療 | 3,124 | 0 | 3,124 |
| 補装具 | 5,854 | 338 | 6,192 |
| 職業 | 0 | 0 | 0 |
| 施　　　設 | 0 | 0 | 0 |
| 生活 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 2,164 | 0 | 2,164 |
| 合　　　 計 | 11,142 | 338 | 11,480 |

* + - 「巡回」は在宅重度障がい者訪問診査を含む。
		- 「その他」は高次脳機能障がい及び補装具、更生医療等、電話による相談・問い合わせ、特別障がい者手当等を含む。

**（２）判定内容と判定場所の状況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 来　所(文書・来所) | 巡　回 | 合 　計 |
| 判定内容 | 手 帳 診 断 | 0 | 0 | 0 |
| 更 生 医 療 | 3,119 | 0 | 3,119 |
| 補装具費支給 | 4,538 | 261 | 4,799 |
| 補装具適合 | 1,233 | 77 | 1,310 |
| 見積り審査 | 1,084 | 0 | 1,084 |
| 心 理 | 0 | 0 | 0 |
| 職 能 | 0 | 0 | 0 |
| そ の 他 | 0 | 0 | 0 |
| 合　　　　計 | 9,974 | 338 | 10,312 |

＊「巡回」は在宅重度障がい者訪問診査を含む。

＊「その他」は特別障がい者手当等。

**２．令和4年度巡回相談実施会場**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **曜日** | **第～****曜日** | **実施月** | **実施場所** | **最寄り駅** |
| 月曜日 | ２ | 毎月 | 豊中市立障害福祉センター（ひまわり）　2階℡　06-6866-1011 | 阪急宝塚線　　庄内駅（徒歩15分）同　　　　服部天神駅（徒歩15分） |
| ３ | 毎月 | くすのきプラザ（若江岩田駅前市民プラザ）5階多目的ホール　（※7月は5階 料理教室）　　℡ 072-967-6575 | 近鉄奈良線　若江岩田駅北側すぐ |
| ４ | 奇数月 | 池田市立池田中央公民館　　　　3階大ホール℡　072－754－6299 | 阪急宝塚線　　池田駅（徒歩5分） |
| 火曜日 | ２ | 奇数月 | 岸和田市立福祉総合センター　　　　　　3階　℡　072-438-2321 | 南海本線　　岸和田駅（徒歩5分） |
| ２ | 偶数月 | 泉南市総合福祉センター（あいぴあ泉南）　1階　　℡　072-485-0707 | 南海本線　　　樽井駅（徒歩15分） |
| ３ | 偶数月 | 富田林市立総合福祉会館　　　　　　　　2階 ℡　0721－25―8261 | 近鉄長野線　　　　　　　川西駅　　　　　　　　　　（徒歩5分） |
| 水曜日 | １ | 偶数月 | 茨木市立障害福祉センターハートフル　　　　　3階　交流室　創作活動室　　　　　　　　　　　　　　　　　℡　072-620-9818　　　　　　　　　　　　 | ＪＲ京都　　　茨木駅（徒歩15分）阪急京都線　茨木市駅（徒歩10分）　　　　　　　 |
| ２ | 奇数月 | 守口市役所　7階　（※9月は1階）　　　　　　　　℡　06-6992-1221　　　　　　 | 京阪本線　　 守口市駅（徒歩5分）地下鉄谷町線　 守口駅（徒歩5分） |
| ３ | 奇数月 | 八尾市立障害者総合福祉センター　　　　　2階　℡　072-993-0294 | ＪＲ関西本線 八尾駅（徒歩15分）（大和路線） |
| ３ | 偶数月 | 枚方市立総合福祉会館（ラポールひらかた）3階℡　072-845-1602　　　　　　　　 | 京阪本線　　枚方市駅（徒歩3分） |
| 木曜日 | ２ | 3か月毎 | 松原市総合福祉会館　　　　　　　　　　　3階℡　072-336-0805 | 近鉄南大阪線　　　　河内松原駅（徒歩10分） |
| ２ | 偶数月 | 大東市立保健医療福祉センター　　　　　　2階　℡　072-874-9500　 | ＪＲ片町線　 住道駅（徒歩10分）（学研都市線） |
| ４ | 奇数月 | 吹田市立総合福祉会館2階（※9月は吹田市役所低層棟）　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　℡　06-6339-1201　　　　 | 阪急千里線　　豊津駅（徒歩8分）同　　　　　　吹田駅（徒歩10分） |
| ３ | 3か月毎 | 高槻市立障がい者福祉センター　　　　　　4階　　　℡　072－672-0267　 | 阪急京都線　高槻市駅（徒歩15分）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

**３．相談・判定の実施状況**

1. **市町村別判定件数**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 補装具 | 自立支援医療 |
| 　 | 肢体不自由 | 視覚障害 | 聴覚障害 | 更生医療 |
| 豊中市 | 84 | 0 | 104 | 149 |
| 池田市 | 26 | 0 | 29 | 12 |
| 箕面市 | 53 | 0 | 29 | 36 |
| 豊能町 | 6 | 0 | 10 | 7 |
| 能勢町 | 3 | 0 | 7 | 4 |
| 高槻市 | 143 | 0 | 130 | 298 |
| 吹田市 | 128 | 0 | 103 | 164 |
| 茨木市 | 104 | 0 | 68 | 130 |
| 摂津市 | 35 | 0 | 32 | 44 |
| 島本町 | 10 | 0 | 13 | 34 |
| 枚方市 | 105 | 0 | 116 | 480 |
| 寝屋川市 | 66 | 0 | 102 | 273 |
| 守口市 | 29 | 0 | 68 | 140 |
| 門真市 | 43 | 0 | 70 | 127 |
| 大東市 | 37 | 0 | 98 | 69 |
| 四條畷市 | 20 | 0 | 30 | 35 |
| 交野市 | 21 | 0 | 24 | 97 |
| 東大阪市 | 156 | 0 | 219 | 174 |
| 柏原市 | 13 | 0 | 26 | 30 |
| 八尾市 | 113 | 0 | 139 | 73 |
| 富田林市 | 29 | 0 | 46 | 81 |
| 河内長野市 | 23 | 0 | 44 | 91 |
| 松原市 | 44 | 0 | 36 | 83 |
| 藤井寺市 | 19 | 0 | 12 | 37 |
| 羽曳野市 | 35 | 0 | 36 | 65 |
| 大阪狭山市 | 13 | 0 | 16 | 22 |
| 太子町 | 2 | 0 | 3 | 3 |
| 河南町 | 5 | 0 | 9 | 20 |
| 千早赤阪村 | 1 | 0 | 2 | 4 |
| 泉大津市 | 34 | 0 | 31 | 13 |
| 和泉市 | 66 | 0 | 59 | 72 |
| 高石市 | 13 | 0 | 14 | 18 |
| 岸和田市 | 71 | 0 | 95 | 52 |
| 貝塚市 | 26 | 0 | 35 | 34 |
| 泉佐野市 | 29 | 0 | 44 | 41 |
| 泉南市 | 11 | 0 | 28 | 31 |
| 阪南市 | 21 | 0 | 49 | 44 |
| 忠岡町 | 2 | 0 | 3 | 3 |
| 熊取町 | 9 | 0 | 8 | 18 |
| 田尻町 | 2 | 0 | 2 | 4 |
| 岬町 | 5 | 0 | 16 | 7 |
| 堺市 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大阪市 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 戦傷病者特別援助法による | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 他府県 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 1,655 | 0 | 2,005 | 3,119 |

1. **肢体不自由補装具費の支給判定状況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 具数 |  | 具数 |
| 義肢 | 義手 | 32 | 座位保持装置 | 91 |
| 義足 | 128 | 車　 椅 　　子 | 286 |
| （計） | 160 | 電　動　車　椅　子　　　　　　　 | 165 |
| 装具 | 851 | その他（クッション、歩行器、　重度障害者用意思伝達装置等） | 102 |
|  |  | 合計 | 1,655 |

（注1）その他（クッション）はクッションのみ支給した件数である。

（注2）判定の結果（不適当）と判定された件数は上記件数に含まない。

不適当とされたもの　　･・・・・・・・・・・・・・・・・　6　件

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 具数 |  | 具数 |  |
|  | 大腿義足 | 1 | 下肢装具 | 2 |  |
|  | 電動車椅子 | 2 | 重度障害者用意思伝達装置 | 1 |  |
|  |  |  | 合計 | 6 |  |

☆参　考 過去5年間における「車椅子・電動車椅子」支給判定件数の推移

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 30年度 | 令和 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
| 車椅子 | 281 | 347 | 293 | 277 | 286 |
| 電動車椅子 | 150 | 156 | 125 | 141 | 165 |
| 合　　計 | 431 | 503 | 418 | 418 | 451 |

**（３）聴覚障がい補装具（ 補聴器 ）の種目・品目別判定件数**

|  |  |
| --- | --- |
| 補 装 具 名 称 | 判 定 件 数 |
| 高度難聴用 | 1,476 |
| 重度難聴用 | 476 |
| 耳あな型オーダーメイド | 40 |
| 耳あな型レディメイド | 3 |
| 骨　導　式　眼　鏡　型 | 3 |
| 骨導式ポケット型 | 1 |
| 骨導式ヘッドバンド型 | 0 |
| 送受信機 | 2 |
| 特例 | 3 |
| 不適 | 1 |
| **総判定件数** | 2,005 |

**（４）視覚障がい補装具判定件数**

|  |  |
| --- | --- |
| 補 装 具 名 称 | 判 定 件 数 |
| 視覚障がい補装具 | 0 |

**４．自立支援医療（更生医療）障がい種別医療内容件数**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 障がい種別 | 医療内容 | 件数 |
| 視覚障害＜小計 3　件＞ | 角膜移植術 | 1 |
| 緑内障手術 | 1 |
| 白内障手術 | 1 |
| 聴覚機能障がい＜小計　5　件＞ | 人工内耳埋込術等 | 5 |
| 咀嚼・言語機能障がい＜小計　25　件＞ | 歯科矯正治療等 | 23 |
| その他（上下顎骨形成術・口唇形成術等） | 2 |
| 肢体不自由＜小計 1,880　件＞ | 股関節置換術 | 985 |
| 膝関節置換術 | 737 |
| 他関節置換術 | 13 |
| 各関節骨切り術 | 7 |
| （治療内容・医療機関）変更・継続 | 128 |
| その他（アキレス腱延長術・結核性関節炎掻爬術・病巣掻爬術・病巣郭清・観血的骨接合術・各関節形成術・各関節抜去術等） | 10 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 心臓機能障がい適用　174　件不適用　　1　件＜小計　175　件＞ | 大動脈冠動脈バイパス形成術 | 15 |
| ペースメーカー埋込術 | 52 |
| ペースメーカー電池等交換術 | 7 |
| 大動脈弁置換術・形成術 | 28 |
| 僧帽弁置換術・形成術 | 11 |
| 三尖弁形成術 | 2 |
| 埋込型除細動器埋込術 | 8 |
| 経皮的冠動脈形成術 | 2 |
| 経カテーテル的大動脈弁置換術 | 33 |
| 大動脈基部置換術　 | 2 |
| その他（ベントール手術・大動脈瘤切除術・経皮的大動脈弁置換術・経皮的僧帽弁クリップ術・左心室瘤切除術・心タンポナーデ解除・心房中隔欠損閉鎖術・心膜切除術・肺動脈弁置換術）　 | 15 |
| 免疫機能障がい＜小計 83　件＞ | 免疫調整療法 | 78 |
| 訪問看護 | 5 |
| 腎臓機能障がい適用　943　件不適用　1　件＜小計944件＞ | 血液透析導入及びシャント造設術等 | 461 |
| 血液透析 | 367 |
| 腹膜透析導入及び腹膜透析カテーテル留置術等 | 29 |
| 腹膜透析 | 7 |
| 腎移植術・免疫抑制療法 | 38 |
| 訪問看護 | 17 |
| 免疫抑制療法 | 7 |
| その他(その他(経皮的シャント拡張術・血栓除去術・グラフト部分置換術・経皮的血管拡張術・腹膜透析 のカテーテル留置術) | 18 |
| 肝臓機能障がい＜小計 3　件＞ | 肝移植術 | 0 |
| 免疫抑制療法 | 3 |
| 小腸機能障がい＜小計1件＞ | 中心静脈注射用植込み型カテーテル留置術 | 1 |
| **合計　総判定件数** | 3,119件 |

**Ⅱ．技術的援助・助言、連絡調整**

**１．市町村等への専門的相談・指導の実施状況**

**（１）市町村障がい者福祉業務担当職員研修**

市町村への技術的支援・助言活動の一環として、当センター職員等による市町村の障がい者福祉担当職員の研修を実施した。

1. **自立支援医療（更生医療）を担当する職員の研修**

**1回目研修**

* + 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面開催を中止し、オンデマンド研修とした。
		2. 開催日：令和4年5月31日（月）から通年で配信

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 1. 自立支援医療（更生医療）の認定について
2. 自立支援医療（更生医療）の対象医療
 |
| 申込者 | 　全市町村 |

**2回目研修**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面開催を中止し、①「各市町村に対しての質問及び回答」（更生医療）② 大阪府へのQA及び「各市町村に対しての質問についての大阪府の考え方」（更生医療）を令和4年12月9日付けメールで送付。

**イ．身体障がい者の補装具費支給を担当する職員の研修**

① 補装具担当職員研修　1回目（オンデマンド研修）

令和4年5月31日（火）から通年で配信

② 補装具担当職員研修　2回目（オンデマンド研修）

　令和4年11月28日（月）～12月26日（月）

③ 府内市町村へのQA作成配布

　 　 令和4年12月

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 1. 補装具と補装具費支給について　他
2. 「補聴器」の基本的な機能や構造、調整について　他
3. 府内各市町村からの質問及び回答まとめ、大阪府の考え方を送付
 |
|  申込者 | 全市町村 |

**（２）大阪府身体障がい者相談員研修**

対象相談員・・・府内（大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市

豊能町、箕面市、能勢町、吹田市、八尾市、寝屋川市

千早赤阪村、田尻町を除く95名）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地区名 | 豊能・三島 / 北河内 / 中・南河内 | 泉州・泉南 |
| 日　時 | 令和5年2月3日（金）14:00～16:00 | 令和5年1月20日（金）14:00～16:00 |
| 場　所 | 大阪府教育会館たかつガーデン | 岸和田市立福祉総合センター |
| 参加者 | 相談員　16名 | 相談員　18名 |
| 内　容講演「『か・い・わ』の3原則」 |

**（３）障がい者福祉担当者への援助及び助言指導**

補装具費支給及び更生医療の判定等について、市町村福祉担当者への専門的・技術的な援助・支援活動を積極的に行うよう努めた。

**（４）ブロックにおける身体障がい者福祉研究・研修活動の状況**

市町村の身体障がい者福祉担当者の資質向上を目指して、必要な情報交換やケーススタディ、調査研究などを行うため研究・研修会が開催されており、加盟機関として参加している。この度はコロナ感染防止により電子メールにて意見交換が行われた。

**北摂地区身体障がい者福祉担当者連絡協議会**

　（加盟機関）　豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町

　　　　　　　　豊能町、能勢町　障がい者自立相談支援センター

**Ⅲ．地域リハビリテーションの推進**

**１．地域リハビリテーション連絡会議**

**① 地域リハビリテーション連絡会議の変遷**

「平成5年3月31日社援更第107号通知－身体障害者更生相談所の設置及び運営につい

て－」に基づき、「大阪身体障害者地域リハビリテーション協議会運営要綱」を定めて運営をはじめたが、障害福祉制度の改正に伴い、新たに策定された「平成15年3月25日障発第0325001号－身体障害者更生相談所の設置及び運営について－」に基づき、大阪府内における身体障がい者の保健、医療、福祉、教育、労働などのリハビリテーションに携わる機関が情報の交換と研修をおこない、障がい者に対する援助方策の充実並びに連携の強化を図り、地域リハビリテーションを推進することを目的として運営してきた。（協議会　運営要綱　第3条）

**② 沿革**



**③ 地域リハビリテーション連絡会議の現在の形**

平成24年度懇話会等の見直しにより「大阪身体障がい者地域リハビリテーション協議会」

は平成24年12月をもって廃止となり、平成25年1月より「大阪障がい者地域リハビリテー

ション連絡会議」として地域リハの研修会、実践報告、事例検討等を行っていくこととなった。

**③-1.大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議について**

（名称）

この会議は、大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議（以下本会議）という。

（目的）

　　本会議は、「身体障害者更生相談所設置基準」第二の6に基づき、大阪府内における障

がい者の保健、医療、福祉、教育、労働などのリハビリテーションに携わる機関が情報

の交換や共有をおこない、障がい者支援方策を充実させると共に、相互の連携の強化を

図ることにより、大阪府における地域リハビリテーションを推進することを目的として

開催する。

（活動）

　　本会議では地域リハビリテーション連絡会議の推進を目的とした、研修会・実践報告・

事例検討などを行う。

　　本会議を円滑に行うために準備会議を開催する。

連絡会議にむけての企画・立案を行うために、関係機関の実務者等で準備会議を行う。

　　また、準備会については、テーマに沿った関係機関の実務者等を中心として開催する。

（事務の掌理）

　　本会議の事務の掌理は、大阪府障がい者自立相談支援センター身体障がい者支援課が

行う。

**➂-2. 大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議の構成について**

令和4年度　大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議

地域リハ連絡会議準備会議

地域リハ連絡会議

●身体障がい者支援施設代表

●障がい者相談支援事業所代表

●保健・医療・福祉・就労・教育等関係機関職員等

●市町村関係機関職員等

【内容】

実践報告、事例検討、研修会等

●身体障がい者支援施設代表

●障がい者相談支援事業所代表

●市町村・保健・医療・福祉・就労・教育等関係機関職員実務者等

●事務局

※地域リハ連絡会議の内容を話し合う

※連絡会議のテーマに沿った

実務者等を中心として行う

支援学校等

支援学校進路指導担当者連絡会議

補装具費支給適正化連絡会

補装具製作業者

**④ 令和**4**年度大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議のための準備会議及び連絡会議要請先**

**④-1.大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議のための準備会議要請先**

|  |
| --- |
| 大阪府障がい者自立相談支援センター所長（会長） |
| 大阪府守口保健所 |
| 枚方ソーシャルワーク研究会 |
| 一般社団法人　大阪府理学療法士会　 |
| 一般社団法人　大阪府作業療法士会　 |
| 独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構　大阪障害者職業センター |
| 障がい者支援施設　わらしべ園　　　　　　　 |
| 障がい者支援施設　大阪府立障がい者自立センター　 |
| 大阪府立箕面支援学校　 |
| 特定非営利活動法人　パーソナルサポートひらかた　 |
| 社会福祉法人　河内長野市社会福祉協議会河内長野市立障がい者福祉センター　あかみね　 |
| 豊中市　福祉部　障害福祉課　 |
| 岬町　しあわせ創造部　 |
| 大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課　地域生活推進グループ |

**④-2.大阪障がい者地域リハビリテーション連絡会議参加要請先の機関・施設**

319施設・機関 に案内　（令和5年3月現在）

**⑤ 連絡会議準備会議**

「地域移行」のテーマで、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催となった。（呼びかけ先14名）

**⑥ 連絡会議**

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、YouTubeによるオンデマンド研修により実施　した。

|  |  |
| --- | --- |
| 配　信　期　間 | 令和5年3月17日（金）～令和5年3月24日（金） |
| 内　　　　　容　 | 「障がい者の地域生活を支える体制づくり」 |
|
| 　視　　聴　　者 | 　110名 |

**２．支援学校進路指導連絡会**

支援学校高等部卒後対策について、支援学校に情報提供として、新高3年生分の当課の資料を送付した。また、教職員を対象として、補装具費支給制度についての資料も配布した。

**３．補装具費支給適正化連絡会**

補装具費支給の迅速化および適正化を図る為、補装具製作販売業者との情報交換、意

　見交換を行い、主に令和3年度、4年度に適合判定等で来所した業者に案内をし、下記のとおりの開催を大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター、堺市障害者更生相談所との共催。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、YouTubeによるオンデマンド研修により実施した。

|  |  |
| --- | --- |
| 開 催 日 | 【配信期間】令和5年3月13日（月）～ 3月20日（月） |
| 内容 | 講演「車椅子シーティング～脳血管障害・脊髄損傷のシーティングのポイント～」令和5年度の巡回案内等については、ホームページにアップし案内。 |
|
| 視聴回数 | 　71回（令和3年度に公開した動画も、再度公開。そちらは68回） |

**４．身体障がい者補助犬貸与事業**

　　大阪府障がい福祉室自立支援課で実施している上記事業について、補助犬貸与申請者

への実地調査の際に職員（ケースワーカー、作業療法士）を派遣した。

　　令和4年度　身体障がい者補助犬貸与申請者　10人

**Ⅳ．近畿ブロック身体障がい者更生相談所長協議会**

 **近畿ブロック身体障がい者更生相談所所長・職員合同研修会及び職員研究協議会**

平成14年度より「近畿ブロック身体障がい者更生相談所長協議会」の会長として大阪府の所長が選任されたことに伴い、協議会事務局業務を行っている。

協議会の開催状況は、以下のとおりである。

**（１）令和4年度　近畿ブロック身体障害者更生相談所長協議会活動報告　事業実績**

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　名 | 令和4年度近畿ブロック身体障害者更生相談所長協議会 |
| 開 催 日 時 | 令和4年10月7日（金） |
| 会 場 | オンライン会議 | 所在地 | 大阪府主担 |
| 参 加 人 員 | 14名 |
| 参加者の内訳 | 近畿ブロック身体障害者更生相談所　所長 |
| 実 施 内 容 | ≪議題≫1. 令和3年度事業報告及び収支決算報告
2. 令和4年度事業計画（案）及び収支予算（案）
3. 令和4年度近畿ブロック身体障害者更生相談所長・職員

合同研修会／職員研究協議会について1. 協議議題　議題　2題
 |
| 備 考 |  |

**（２）令和4年度近畿ブロック身体障がい者更生相談所**

**所長・職員合同研修会及び職員研究協議会**

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　名 | 令和4年度近畿ブロック身体障害者更生相談所職員研究協議会 |
| 開 催 日 時 | 令和5年1月27日（金） |
| 会 場 | 　　　オンライン会議 | 所在地 | 京都市主担 |
| 参 加 人 員 | 　　　　　　　　　　　　　　43名 |
| 参加者の内訳 | 近畿ブロック身体障害者更生相談所　所長及び職員 |
| 実 施 内 容 | ≪職員研究協議会≫協議事項　　議題17題 |
| 備 考 |  |

**Ⅴ．高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業**

※高次脳機能障がい支援普及事業は平成18年から開始。平成25年4月には、高次脳機能障がいの4つの中核症状だけでなく、それに併存する症状への支援も行うことを明確にするために現在の名称に変更された。

高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業は、障害者総合支援法における地域生活支援事業（都道府県実施分）に位置づけられる事業であり、以下の事業を行う。

1. 高次脳機能障がい支援拠点機関を指定する。大阪府では障がい者医療・リハビリテーションセンターが拠点機関であり、高次脳機能障がい支援コーディネーターを配置する。
2. 高次脳機能障がいの正しい理解を促進するために研修、パンフレット配布等の広報を行う。

③ 福祉支援者等に対し、高次脳機能障がいの支援手法等に関する研修を行い、資質の向上を図る

**１．大阪府高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会**

第1回

日時：令和4年9月7日（水）

場所：Web会議システム

内容：議題１ 地域支援ネットワークの再構築について

　　　　　２ 診断・治療が可能な医療機関の開拓について

　　　　　３ 高次脳機能障がい児支援の普及啓発等について

４（府民向け・支援者向け）高次脳機能障がいの普及啓発の方向性について

　　第2回

　日時：令和5年3月17日（金）

　場所：大阪府障がい者自立センター大会議室

内容：議題１ 地域支援ネットワークの再構築について

　　　　　２ 診断・診療が可能な医療機関の把握と連携について

３（府民向け・支援者向け）高次脳機能障がいの普及啓発の方向性について

**２．高次脳機能障がい者自動車運転評価モデル事業**

主旨：既に自動車運転免許証を取得している高次脳機能障がいのある方が、安全に運

転を再開できるかを考えていただくとともに、大阪府公安委員会（運転免許試験場適性

試験係適性相談コーナー）に提出するための診断書を取得することを目的とし、医師に

よる診察、神経心理学的検査、自動車学校での運転技能評価などを行う。

　　事業参加者：65名（平成26年9月～令和5年3月31日）

**３．相談支援状況総数（令和4年4月1日～令和5年3月31日）**

大阪府障がい者自立相談支援センターで受けた相談実件数の総数は、303件であった。

**（１）相談者別**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 本人 | 家族 | 医療機関 | 市町村 | 支援者 | その他 |
| 48 | 118 | 59 | 8 | 53 | 17 |

**（２）利用者数（男女別）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 男性 | 女性 | 不明 |
| 191 | 74 | 38 |

**（３）年齢別**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 10代以下 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 不明 |
| 10 | 17 | 19 | 51 |  70 | 43 | 27 | 66 |

**（４）病名別**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 脳血管障がい | 外傷性脳損傷 | 脳腫瘍 | 低酸素脳症 | 脳炎 | その他 | 不明 |
| 112 | 101 | 12 | 8 | 　5 | 21 | 44 |

**（５）現況**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 在宅 | 入院中 | 施設等 | 不明 |
| 187 | 74 | 19 | 23 |

**（６）相談者居住地**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 大阪市内 | 堺市 | 大阪市・堺市を除く大阪府内 | 他府県、その他 | 不明 |
| 97 | 6 | 129 | 20 | 51 |

**（７）発症から相談までの期間**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発症から1ヶ月未満 | 1ヶ月～3ヶ月未満 | 3ヶ月～6ヶ月未満 | 6ヶ月～12ヶ月未満 | 1年～3年未満 | 3年～5年未満 | 5年～7年未満 | 7年～10年未満 | 10年以上 | 不明 |
| 15 | 22 | 24 | 21 | 29 | 6 | 4 | 2 | 26 | 154 |

**４．大阪府高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業研修会実施状況**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 研　修　名 | 日　　　時 | 方　法 | 対　　　象 | 参加者 |
| １ | 市町村担当者研修 | 令和4年7月12日（水） | Web | 市区町村職員 | 31名 |
| ２ | 地域支援者養成研修 | 【講義】令和4年9月1日（木）～9月14日（水）【演習】令和4年9月14日（水）・20日（火）のいずれか13:30～16:30 | Web | 障がい福祉サービス提供事業所の直接支援者 | 67名 |
| ３ | 相談支援従事者研修 | 【講義】＊地域支援者養成研修と共通【演習】令和4年9月21日（水）・28日（水）のいずれか13:30～16:30 | Web | 相談支援従事者 | 52名 |
| 4 | 医療機関等職員研修 | 令和5年2月5日（日） 10:00～12:15 | Web | 医療関係機関等職員 | 59名 |

**５．その他**

**（１）大阪府高次脳機能障がい普及啓発イベント**

「高次脳機能障がいを知ろう！！～脳卒中や事故などの後、もしかすると！？～」

日時：令和4年6月4日（土）10:00～16:00

場所：イオンモール日根野 1階であいの広場

　　　　　・高次脳機能障がいに関する相談

・啓発リーフレット・うちわの配布

　　　　　・ミニ講座と脳トレ体験

　　 　　・高次脳機能障がいについてのパネルや事業所作品展示　等

**（２）高次脳機能障がい支援相談会**

自賠責保険の後遺障がい認定や障がい年金、労災保険等に関して、手続きが煩雑な上、当事者や家族だけでは高次脳機能障がいについて適切な等級の認定を得ること等が難しい場合があることから、行政書士や社会保険労務士からの助言を得られる機会を提供する。また、当事者との関わりや家庭内での支援の工夫等についての助言を得られる機会として家族会の方への相談の機会も併せて提供する。

　　　対象：当事者及びその家族、支援者

日時及び参加者数：第1回令和4年5月31日（火）　13:30～16:00　21名

第2回令和5年1月31日（火）　13:30～16:00　19名

**（３）コンサルテーション事業**

支援に悩んでいる障がい福祉サービス提供事業所を訪問し、状況や高次脳機能障がいの状態像の整理等を支援者の方々とともに行い、今後も事業所で支援をしていくための方策を検討する。

　　　実施件数：13件（平成30年10月～令和5年3月31日）

**（４）講師派遣**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 研修会・セミナー名 | 日　　　時 | 講演内容 | 対　　　象 | 参加者 |
| 1 | ベーシック研修A | 令和4年7月8日（金） | 高次脳機能障がいについて | 保健所職員等 | 20名 |
| ２ | ベーシック研修B | 令和4年7月1日（木）～7月30日（金）（オンデマンド配信） | 高次脳機能障がいについて | 精神保健福祉業務従事者等 | 89名 |
| ３ | グループホーム世話人等研修 | 令和4年12月1日（木）～12月19日（月）（オンデマンド配信） | 高次脳機能障がいの症状と対応 | グループホーム世話人等 | 51名 |

**（５）大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会への協力**

大阪高次脳機能障がいリハビリテーション講習会（一般社団法人日本損害保険協会助成事業）の実行委員会にメンバーとして参画し、医療・福祉などの関連専門職、当事者やその家族と協力して下記講習会を実施した。

日時：令和4年12月9日（金）～12日（月）

方法：YouTube限定公開

内容：高次脳機能障がいについて知らなかった人らに身近な問題として知ってもらえるよう、当事者・家族の体験談や当事者・家族会の活動紹介、訓練・リハビリについてのパネルディスカッション等を盛り込んだ。広報物のデザインは、高校生らが協力してくれた。

参加者（申込者数）：430名

**知的障がい者支援課**

**○　業務概要**

知的障がい者支援課（大阪府知的障がい者更生相談所）（以下、「知更相」という）は、知的障害者福祉法第12条及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成15年3月25日障発第0325002号）に基づき以下の業務を実施した。

|  |
| --- |
| ○ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務○ 知的障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定業務○ 市町村が行う援護の実施に関し、市町村に対する専門的な技術的援助及び助言、情報提供、市町村相互間の連絡調整、市町村職員に対する研修、その他必要な支援並びにこれらに付随する業務○ 地域生活支援の推進に関する業務○ 知的障がい者もしくは保護者、福祉事務所等への判定書の交付（知的障害者福祉法施行令第１条） |

**１．相談・判定業務**

当課における相談の主なものは以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 療育手帳相談 | 療育手帳の交付・更新に関する相談 |
| 生活相談 | 日常生活上の悩み、情緒不安定や不適応行動、余暇活動、経済上の問題等に関する相談 |
| 進路相談 | 支援学校高等部、高等学校、専門学校等に在籍する生徒の教育や卒業後の生活、進路に関する相談 |
| 就労相談 | 職業安定所等への紹介を含め、就労に関する相談 |
| 発達障がい相談 | 発達障がいを伴う知的障がい者支援に関する相談 |
| 障害者総合支援法に関する相談 | 市町村における障がい支援区分の判断やサービス支給に関して専門的知見が必要な場合の相談 |
| その他の相談 | 証明書等発行の他、上記のいずれにも該当しない相談。必要に応じて面接及び医学的、心理学的判定を行う。 |

**２．継続的支援**

相談・判定を行ったうえで必要と判断された場合は、継続的な支援を行っている。

**３．市町村等関係機関への支援**

援護の実施者である市町村は、障がい者に対する支援体制の整備に努め、利用者本位のきめ細やかな支援を実施する役割を担っている。当課は知的障害者福祉法に基づき、市町村に対する専門的技術的援助及び助言ほか、障害者総合支援法が円滑に実施されるよう市町村に支援を行っている。また、関係機関等に対しても研修等を通じて知的障がい者福祉に関する必要な支援を行っている。

令和4年度の主な支援内容は以下のとおりである。

|  |
| --- |
| 1. 本人・家族及び支援者間の情報共有やネットワーク構築を目的としたケア会議等への参加
2. 市町村知的障がい者福祉担当職員研修の開催
3. 知的障がい者相談員研修の開催
4. 専門機関職員研修の開催
5. 発達障がい研修会（関係機関職員対象）の開催
6. 関係機関研修への講師派遣
7. 福祉情報及び福祉関連情報の収集と提供
8. 障害者総合支援法の円滑な実施のため、必要な助言と大阪府の障がい支援区分認定調査員研修等への協力
 |

**４．連絡調整**

各地域連絡会等へ参加し、支援ネットワーク構築にむけた関係機関との連絡調整を行っている。

**○　相談・判定業務の流れ**

証明書等発行

他機関紹介

来所

（相談・判定・助言）

訪問

（相談・判定・助言）

総合判定

必要に応じ　ケア会議開催 / 市町村・関係機関等への連絡調整

判定書送付

本人・家族

本人・家族等

市町村

（知的障がい福祉担当課）

障がい者自立相談支援センター

（知的障がい者支援課）

関係機関

・相談支援事業所

・障がい者就業・生活支援センター

・障がい福祉サービス

事業所等

・学校

・子ども家庭センター

・職場

・ハローワーク（公共職業安定所）

・障害者職業センター

・病院

・保健所

・障がい者相談員

・こころの健康総合

センター

・発達障がい者支援

センター

・その他

・個別面接

・継続アセスメント

市町村

（知的障がい福祉担当課）

支援

**Ⅰ．相談・判定・**

**Ⅰ．相談・判定・支援**

令和4年度中に行った相談・判定及び指導業務の概要は以下のとおりである。

**１．相談の状況**

**（１）相談内容別受付状況**

令和4年度の相談受付により対応した件数は、計8,983件である。そのうち、療育手帳の交付に関する相談は570件、更新に関する相談は6,410件、生活相談（ケア会議等の実施を含む）は48件、施設関係の相談（ケア会議や訪問での判定を含む）は35件、証明書の発行等その他の相談は1,920件であった。

知的障がい者の福祉サービスのニーズに応え、権利擁護をすすめて地域生活を支えていくためには、療育手帳相談にすみやかに対応し、関係機関と連携して支援していくことが必要である。相談判定においては来所での判定を基本としているが、来所が困難な方には、自宅、市町村の相談面接室、入所施設、入院先の病院等への訪問にも応じる体制をとっている。

**（２）市町村（福祉事務所）別相談内容別受付件数**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 福祉事務所 | 生活相談 | 進路相談 | 就労相談 | 手帳交付 | 手帳更新 | その他 | 総計 |
| 豊中市 | 1 | 0 | 0 | 41 | 458 | 0 | 500 |
| 池田市 | 0 | 0 | 0 | 4 | 85 | 0 | 89 |
| 箕面市 | 1 | 0 | 1 | 11 | 151 | 0 | 164 |
| 豊能町 | 0 | 0 | 0 | 1 | 16 | 0 | 17 |
| 能勢町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 11 |
| 高槻市 | 1 | 0 | 1 | 33 | 432 | 0 | 467 |
| 吹田市 | 3 | 0 | 2 | 40 | 369 | 0 | 414 |
| 茨木市 | 0 | 0 | 0 | 25 | 300 | 0 | 325 |
| 摂津市 | 0 | 0 | 0 | 18 | 111 | 0 | 129 |
| 島本町 | 0 | 0 | 0 | 5 | 23 | 0 | 28 |
| 枚方市 | 1 | 0 | 0 | 40 | 461 | 0 | 502 |
| 寝屋川市 | 0 | 0 | 0 | 34 | 330 | 1 | 365 |
| 守口市 | 1 | 0 | 0 | 27 | 194 | 0 | 222 |
| 門真市 | 0 | 0 | 0 | 14 | 177 | 0 | 191 |
| 大東市 | 1 | 0 | 0 | 18 | 148 | 0 | 167 |
| 四條畷市 | 0 | 0 | 0 | 6 | 84 | 1 | 91 |
| 交野市 | 1 | 0 | 1 | 9 | 93 | 0 | 104 |
| 東大阪市中 | 1 | 0 | 0 | 22 | 197 | 0 | 220 |
| 東大阪市西 | 0 | 0 | 0 | 39 | 236 | 0 | 275 |
| 東大阪市東 | 0 | 0 | 0 | 17 | 131 | 0 | 148 |
| 柏原市 | 0 | 0 | 0 | 11 | 93 | 0 | 104 |
| 八尾市 | 0 | 0 | 0 | 37 | 338 | 0 | 375 |
| 富田林市 | 1 | 0 | 0 | 15 | 150 | 0 | 166 |
| 河内長野市 | 0 | 0 | 0 | 15 | 134 | 0 | 149 |
| 松原市 | 2 | 0 | 0 | 26 | 161 | 0 | 189 |
| 藤井寺市 | 1 | 0 | 0 | 10 | 76 | 0 | 87 |
| 羽曳野市 | 0 | 0 | 0 | 27 | 140 | 0 | 167 |
| 大阪狭山市 | 0 | 0 | 0 | 1 | 51 | 0 | 52 |
| 太子町 | 0 | 0 | 0 | 2 | 24 | 0 | 26 |
| 河南町 | 0 | 0 | 0 | 1 | 22 | 0 | 23 |
| 千早赤阪村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 3 |
| 泉大津市 | 0 | 0 | 0 | 8 | 82 | 0 | 90 |
| 和泉市 | 0 | 0 | 0 | 30 | 246 | 0 | 276 |
| 高石市 | 0 | 0 | 0 | 16 | 63 | 0 | 79 |
| 岸和田市 | 3 | 0 | 0 | 28 | 285 | 0 | 316 |
| 貝塚市 | 0 | 0 | 0 | 11 | 132 | 0 | 143 |
| 泉佐野市 | 0 | 0 | 0 | 12 | 127 | 0 | 139 |
| 泉南市 | 0 | 0 | 0 | 11 | 110 | 0 | 121 |
| 阪南市 | 1 | 0 | 0 | 13 | 72 | 0 | 86 |
| 忠岡町 | 0 | 0 | 0 | 1 | 16 | 0 | 17 |
| 熊取町 | 0 | 0 | 0 | 3 | 48 | 0 | 51 |
| 田尻町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 |
| 岬町 | 0 | 0 | 0 | 1 | 23 | 0 | 24 |
| 他府県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総計 | 19 | 0 | 5 | 683 | 6,311 | 2 | 7,120 |

＊「生活相談」はケア会議・継続指導を除く

＊「その他」は証明書等発行件数を除く

**（３）年齢別相談内容別受付状況**

**（内訳）**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 相談内容 | ～19歳 | 20～29歳 | 30～39歳 | 40～49歳 | 50～59歳 | 60～歳 |
| 生活相談 | 0 | 8 | 6 | 5 | 0 | 0 |
| 進路相談 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 就労相談 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 手帳交付 | 69 | 223 | 151 | 94 | 98 | 48 |
| 手帳更新 | 786 | 1,776 | 1,286 | 1,263 | 1,071 | 229 |
| その他 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 856 | 2,010 | 1,446 | 1,362 | 1,169 | 277 |

　（件数）

**２．心理判定の状況**

療育手帳の交付･更新、生活相談、進路相談、就労相談などの相談があった知的障がい者に対して実施する心理判定は、目的にあわせて必要な検査や面接を組み合わせ、来談者の知的能力や社会生活能力、行動特性や情緒面等について幅広くアセスメントを行い、相談・助言に役立て、援護の実施者としての市町村の支援にも結びつくようにしている。

1. **心理判定件数**

心理判定は、直接面接を行う面接判定と直接面接を行わない書類判定がある。書類判定は、手帳所持者に対しての現況調査に基づく市町村からの判定依頼書をもとに以前の判定結果を利用しての療育手帳の判定を行うものである。令和4年度総判定件数は7,018件で、そのうち面接による判定が1,882件、書類による判定が5,136件であった。

**（２）療育手帳発行状況**

療育手帳は、『大阪府療育手帳に関する規則』に基づき知的障がいのある児童及び18歳以上の知的障がい者の福祉の増進に資するために都道府県が交付するものである。療育手帳の交付については、当センター地域支援課で行っている（P7 参照）。

知的障がい者支援課では18歳以上の対象者の程度判定を行っている。療育手帳の障がい程度判定は、国の通知では、重度（手帳記載はA）、その他の場合（手帳記載はB）の2区分となっているが、大阪府ではその他の場合に中度の区分を設け、A（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の3区分で程度判定をおこなうとともに、福祉サービス利用状況等の現況把握を行い、支援機関等との連携による、より適切な支援の実現に努めている。

**大阪府における療育手帳所持者数の推移**（18歳以上）

（注）大阪市・堺市を除く。

（注）各年度、年度末時点（3月31日）の人数

**３．ケア会議の状況**

本人や家族、支援機関関係者からの求めがある場合に、市町村等関係機関の開催するケア会議に参加し、相談・判定をふまえた助言を行っている。

**（１）目　　的**

多様な課題やニーズを抱える本人や家族、市町村をはじめとする支援者が、本人の障がい特性等を理解し、本人を取り巻く状況を踏まえて課題解決に向けた支援やサービス提供を実現していくことを目的として、必要な助言を行っている。また、課題解決に必要な地域資源のネットワークの構築を働きかけることも目的の一つとしている。

**（２）内　　容**

ケア会議の内容は、日中活動の場や入所施設における支援、福祉サービスにつながりにくい人へのサービス利用支援、虐待や権利侵害事例への支援、触法行為のある人への支援、入所施設からの地域移行支援、学校卒業後の進路相談、発達障がいを重複している人への支援などである。

**４．強度行動障がいコーチング派遣事業（令和3年度から3か年事業）**

**（１）目　　的**

　　　強度行動障がいを示す方への支援として、従来の構造化や視覚化による支援だけでは困難な方を対象として、アセスメントツール（VinelandⅡ、感覚プロファイル等）を活用し、支援検討会等を通してスーパーバイザーの助言を受けながら、ご本人の特性を様々な視点から理解し、より良い支援につなげる。また、強度行動障がいを示す方を支援する福祉サービス事業所、相談支援事業所等へ継続した支援コーチングを行うことで専門性の向上を図る。

**（２）内　　容**

　　　令和4年度は、モデルケースとして2ケースを選定。各ケースとも検査や面接、支援者への聴取等によるアセスメントを実施したうえで、情報共有会議・支援検討会を2ケースあわせて10回実施した。

**５．支援学校高等部生徒の進路相談状況**

**（１）進路懇談会への出席等**

令和4年度は南河内ブロックの進路懇談会に地区担当のケースワーカーが参加して関係機関との情報共有を行った。3月には支援学校新高3年生対象に当課の資料を各校に送付し、知的障がい者支援課の業務や18歳以降の療育手帳の手続きに関して、情報提供した。

**（２）支援学校進路指導担当者連絡会議の開催**

学校生活から地域生活への移行に対する支援を総合的かつ効果的に行えるように、担当者連絡会議を開催し、情報共有を行っている。

令和4年度は、8月31日（水）に当センターにて実施した。

**６．子ども家庭センターとの連絡会議について**

児童福祉支援から障がい者福祉支援への移行をスムーズに行うために、平成25年度より子ども家庭センターとの連絡会議を開催し、進路相談の活用を含め、両機関の連携について話し合いを行っている。

令和4年度は、12月7日（水）に当センターにて実施した。

**Ⅱ．技術的援助・助言、連絡調整**

1. **市町村等への専門的相談・指導の実施状況**

**（１）市町村職員実務研修**

療育手帳、知的障がい者福祉を担当する市町村職員を対象に療育手帳申請にかかる実務に関する研修や知的障がい者福祉に関する地域での課題を取り上げた研修を実施した。

1. **知的障がい者福祉を担当する新任職員の研修**

市町村新任知的障がい者福祉担当者を対象に研修会を実施。新型コロナウィルス感染拡大防止の観点から、当課の業務や判定・相談依頼の実務についての講義を動画にて配信を行った。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施日 | 内容 | 実施方法 |
| 令和4年6月17日（金）～6月23日（木） | 講義「相談・判定業務の実際について」・知的障がい者支援課の業務について ・心理判定について ・療育手帳の申請手続きについて | WEB配信 |

**イ． 現任研修（実務研修）**

市町村知的障がい者福祉担当者を対象に実務研修会を実施。午前は講義を行い、午後には、市町村新任知的障がい者福祉担当者研修にて実施する予定であった、地区別交流会、ロールプレイ演習を行った。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施日 | 内容 | 場所 | 参加者数 |
| 令和4年10月28日（金） | 講義「新型コロナウィルス感染症とメンタルヘルス問題」演習　地区別交流会・ロールプレイ | 大阪急性期・総合医療センター　講堂ほか | 22名 |

**（２）機関研修**

府内の知的障がい者福祉関係機関の職員を対象に、知的障がい者への理解を深め、知的障がい者への支援の資質向上と機関相互の連携の推進を目的として、機関研修会を年１回開催した。今回は新型コロナウィルス等感染症対策を行った上で、対面研修とした。福祉事務所担当者のほか、福祉施設、教育、労働関係など知的障がい者福祉に携わる専門職員に幅広く参加を呼びかけた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施日 | 内容 | 場所 | 参加者数 |
| 令和5年3月7日（火） | 「知的障がいがある自閉スペクトラム症の方への支援のポイント」 | 大阪府咲州庁舎2階咲州ホール | 102名 |

**（３）知的障がい者相談員研修**

地域で活動する知的障がい者相談員が、知的障がい者や家族を支援するために、専門的な相談援助技術について理解を深め、関係機関との連携を図ることを目的として研修を実施した。市町村障がい福祉担当職員についても、一部参加があった。例年開催している地区別交流会は、感染症対策のため中止とした。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施日 | 内容 | 場所 | 参加者数 |
| 令和4年11月8日（火） | ・全体講義「ヤングケアラー支援研修」 | 大阪府立障がい者自立センター　大会議室 | 相談員17名市町村職員7名 |

**（４）その他研修への協力**

知的障がい者を支援する関係機関等からの要請に基づき、各種研修に講師を派遣した。主な内容は以下のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 研修名等 | 講師・助言者派遣回数等 |
| 1 | 大阪府強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修) | 7日（延べ21名） |
| 2 | 大阪府強度行動障がい支援者養成研修(実践研修) | 5日 （延べ5名） |
| 3 | 大阪府職員福祉専門職研修 | 1日 |
| 4 | 大阪府社会福祉協議会市民後見人養成講座  | 2日 |
| 5 | 大阪府グループホーム世話人等研修 | WEB配信 |
| 6 | 大阪府社会福祉協議会日常生活自立支援事業研修 | 1日 |
| 7 | 大阪府障がい支援区分認定調査員研修 | WEB配信 |
| 8 | 大阪府障がい者虐待防止・権利擁護研修 | 1日 |
| 9 | 大阪府高等学校進路指導研究会 | 1日 |

**２．地域における連絡調整会議等への参画状況**

令和4年度に参加した連絡調整会議等は以下のとおりである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催 | 会議名 | 出席延人数 |
| 河南町、太子町、千早赤阪村 | 障がい者地域自立支援協議会実務者会議 | 2名 |
| 大東市 | 知的障がい連絡会 | 26名 |

1. **触法行為のある知的障がい者への支援**

触法行為のある知的障がい者を支援するための課内研修を実施。支援について検討、共有する機会を持った。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施日 | 内容 | 参加者数 |
| 令和4年5月19日（木） | 反社会的行動に関するアセスメントシート／触法面接ガイドライン | 21名 |
| 令和4年10月20日(木) | 知的障がいがある方の性問題行動の理解と対応 | 18名 |
| 令和5年1月17日（火） | 大阪府立砂川厚生福祉センターにおける支援 | 16名 |

**４．** **虐待・権利擁護関係**

**（１）虐待防止、権利擁護にかかる人材育成・普及啓発等**

　当課における療育手帳に係る相談等において、障がい者虐待等の事案が散見されている。発見機能充実や、組織判断体制及び対応の枠組みを周知すべく、課内研修を毎年実施している。また、大阪府権利擁護センター等、関係機関との協議を行い、連携強化を図った。

**（２）市町村、関係機関への支援**

市町村や関係機関から、虐待事案等の対応を含むケア会議への参加や助言を求められる機会においては、知的障がい者更生相談所として専門的見地から市町村等への支援を行った。

**５．情報提供**

　　府民や関係者等に広く知的障がいに関する理解を深めてもらうことを目的に、知的障がいや知的障がい者支援に関する各種情報収集を行い、さまざまな方法で情報発信を行っている。

**（１）情報提供**

**ア．「サポートだより」の発行**

主として知的障がい者本人や家族を対象として、最近の福祉制度に関する知識や知的障がい者への情報等をわかりやすく伝えるための情報誌「サポートだより」を発行し、来所者への配布および市町村や関係機関での配置を依頼している。

これまで発行した「サポートだより」には福祉に関する重要な情報をコンパクトにわかりやすく記載しており、当センターに来所する府民に対して情報提供や助言を行う際に常時利用しているものである。令和4年度末の時点で配布しているものは下記の表にあるものである。

|  |  |
| --- | --- |
| 平成14年度　発行令和 4年 2月改訂 | 第1号ひとりだちへむけて・・・ |
| 平成15年度　発行平成31年4月改訂 | 第2号悪徳商法の被害にあわないために！ |
| 平成16年度　発行令和2年4月改訂 | 第3号知的な障がいがある人の就労支援 |
| 平成17年度　発行令和4年10月改訂 | 第4号療育手帳を持って遊びに行こう！！ |
| 平成17年度　発行平成30年8月改訂 | 第5号地域生活・就労支援 |
| 平成18年度　発行令和元年9月改訂 | 第6号障害者総合支援法を上手に利用しよう！！ |
| 平成18年度　発行令和4年10月改訂 | 第7号知的障がいのある人の権利を守る |
| 平成20年度　発行平成30年9月改訂 | 第8号サービスを上手に使おう！ |
| 平成21年度　発行平成30年9月改訂 | 第9号地域での生活で利用できるサービス |
| 平成24年2月発行平成30年9月改訂 | 第10号グループホーム、ケアホームを知っていますか？ |
| 平成25年3月発行令和2年4月改訂 | 第11号障害者虐待防止法とはどんな法律？ |

**イ．「さぽーとだより　発達障がいシリーズ」の配布**

発達障がいを伴う知的障がい者の支援のために来所者、各関係機関への配布を積極的に行っている。

**ウ．ホームページによる情報提供**

ホームページにより、障がい者福祉に関する様々な情報発信を行っている。また、当センターの利用方法、相談内容、サービス内容、広報の紹介を行い、これまで発行した「サポートだより」も掲載している。

**Ⅲ．発達障がいを伴う知的障がい者の支援**

発達障がいを伴う知的障がい者を対象に、発達障がいの特性に関する相談、アセスメントを行い、本人・家族・関係機関等に対する専門的相談を行った。また、発達障がいについて本人・家族及び関係機関職員の理解を進めるために啓発を行った。

**１．専門的相談**

**（１）相談の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 個別相談 | 他機関助言 |
| 874件 | 23件 |

**（２）ケア会議**

発達障がいを伴う知的障がい者の支援に関して、相談・判定を通して必要と考えられる場合や、本人や家族、支援機関関係者からの求めがある場合に、市町村の実施する個別のケア会議に参加し助言を行った。

|  |
| --- |
| ケア会議回数 |
| 23回 |

**２．研修会の開催**

**強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)**

障がい福祉サービス従事者等を対象に強度行動障がいの状態を示す方に対し、適切な支援を行う職員及び適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めることを目的として、地域支援課とともに研修を実施した。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催日 | 研修名等 | 講師等派遣回数 |
| 令和4年9月5日、9月12日、9月6日、9月26日、10月3日、10月13日 | 強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修)（再掲）講義：WEB配信演習：6日間のうち1日対象者：障がい福祉サービス事業所等796名 | 6日　延べ 21名 |

**３．講師派遣等　　（再掲）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催日 | 研修名等 | 助言者等派遣回数 |
| 令和4年12月6日、 12月7日、12月9日、 12月14日、12月15日、12月16日 | 強度行動障がい支援者養成研修(実践研修)（再掲） | 5日　延べ5名(開催日のうち5日派遣) |

※なお、打ち合わせのため計1日延べ2名派遣した。

|  |
| --- |
| 発行年月日：2023年11月発 行 所 ：大阪府障がい者自立相談支援センター所 在 地 ：〒558-0001　　　　　　大阪市住吉区大領3丁目2－36電話番号 ：06－6692－5261Ｆ Ａ Ｘ ：06－6692－3981・5340 |